

○本人確認書類一覧 個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求を行う場合に必要な本人確認書類は以下のとおりです。

請求者		請求方法	必要となる書類
本人		窓口に来所して提出	下記書類を提示すること。 ○ 請求者本人の氏名及び現住所が記載された下記の本人確認書類 運転免許証、健康保険の資格証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等
		送付して提出	下記2点の書類を請求書に同封すること。 ① 請求者本人の氏名及び現住所が記載された下記の本人確認書類を複写（コピー）したもの 運転免許証、健康保険の資格証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等 ② 住民票の写し（開示等請求の前30日以内に作成されたものに限る。） ※ 住民票の写しは、市区町村が発行する公文書であり、その複写物（コピー）の提出は認められない。
代理人	法定代理人	窓口に来所して提出	下記書類①を提示し、②を提出すること。 ① 法定代理人自身に係る氏名及び現住所が記載された下記の本人確認書類 運転免許証、健康保険の資格証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等 ② 法定代理人であることを証明する書類 戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書等（開示等請求の前30日以内に作成されたものに限る。） ※ 戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市区町村等が発行する公文書であり、その複写物（コピー）の提出は認められない。
		送付して提出	下記書類①②③を請求書に同封すること。 ① 法定代理人自身に係る氏名及び現住所が記載された下記の本人確認書類を複写（コピー）したもの 運転免許証、健康保険の資格証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等 ② 法定代理人自身に係る住民票の写し（開示等請求の前30日以内に作成されたものに限る。） ※ 住民票の写しは、市区町村が発行する公文書であり、その複写物（コピー）の提出は認められない。 ③ 法定代理人であることを証明する書類 戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書等（開示等請求の前30日以内に作成されたものに限る。） ※ 戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市区町村等が発行する公文書であり、その複写物（コピー）の提出は認められない。
	任意代理人	窓口に来所して提出	下記書類①を提示し、②③を提出すること。 ① 任意代理人自身に係る氏名及び現住所が記載された下記の本人確認書類 運転免許証、健康保険の資格証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等 ② 委任状（開示等請求の前30日以内に作成されたものに限る。） ※ 委任状は、その複写物（コピー）の提出は認められない。 ③ 下記のいずれかの書類 ア 委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。） イ 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写し
		送付して提出	下記書類①②③④を請求書に同封すること。 ① 任意代理人自身に係る氏名及び現住所が記載された下記の本人確認書類を複写（コピー）したもの 運転免許証、健康保険の資格証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等 ② 任意代理人自身に係る住民票の写し（開示等請求の前30日以内に作成されたものに限る。） ※ 住民票の写しは、市区町村が発行する公文書であり、その複写物（コピー）の提出は認められない。 ③ 委任状（開示等請求の前30日以内に作成されたものに限る。） ※ 委任状は、その複写物（コピー）の提出は認められない。 ④ 下記のいずれかの書類 ア 委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。） イ 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写し

※ 上記以外にも本人確認書類として認められるものもあります。詳しくは情報公開窓口までお問い合わせ下さい